

岡山県保健医療計画策定協議会設置要綱

（目的）

第1条 岡山県保健医療計画の見直しに当たり、保健医療関係者等の意見を幅広く反映させるため、岡山県保健医療計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、第9次岡山県保健医療計画の見直しに係る基本的な事項及び見直し案について協議、検討する。

（組織）

第3条 協議会は、委員30名以内で組織する。

2 委員は、保健医療関係者、住民代表者、学識経験者、行政関係者等のうちから知事が委嘱する。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に、会長1名及び副会長2名を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、令和9年3月31日までとする。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

（部会）

第7条 協議会は、必要に応じて、部会を設置することができる。

（意見の聴取）

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明を受け、又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第9条 協議会の庶務は、保健医療部医療政策課において処理する。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年5月21日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。